

専門医認定の条件

日本国の医師免許を有する(規則第7条(1))

精神保健福祉法の定める精神保健指定医または日本精神神経学会の専門医の資格を有する(規則第7条(2))

申請年の8月末までに、継続して3年以上学会員である(規則第7条(3))

研修施設での研修を3年以上(申請年8月末までの修了見込を含む)行う(規則第7条(4))

* 研修施設が認定されてからの年数が3年以上必要です

本学会学術集会へ3年間に1回以上参加する(細則第7条(1))

臨床精神神経薬理学セミナーを3年間に1回以上受講する(細則第7条(2))

* 研修施設以外で研修する場合は次の通り(細則第7条2)

本学会学術集会へ3年間に2回以上参加する(細則第7条2(1))

臨床精神神経薬理学セミナーを3年間に2回以上受講する(細則第7条2(2))

臨床精神神経薬理学に関係した学術活動(細則第6条)

臨床精神神経薬理学に関連した筆頭者としての論文1編以上

または本学会発表2回(共同演者を除く)もしくは共著者としての論文2編。

学術論文とは原著、著書、総説(ミニレビューは除く)および症例報告である

試験に合格する(年1回開催、受験料20,000円)

認定審査料 10,000円(細則第5条)

認定の更新

5年毎(細則第8条)

5年間に60単位以上を取得する(細則第8条(1))

ただし臨床精神神経薬理学セミナーあるいは臨床精神薬理教育セミナーを1回以上受講しなければならない

精神保健福祉法の定める精神保健指定医または日本精神神経学会の専門医の資格を有する(細則第8条(3))

更新審査料 10,000円(細則第5条)

単位

1 本学会学術集会参加(学術集会参加証写しを提出):	10単位 (各学術集会)
2 本学会学術集会での演題を発表 筆頭者に限る(学術集会プログラム抄録写しを提出):	5単位 (各学術集会)
3 臨床精神神経薬理学セミナー受講(受講証写しを提出):	10単位 (各セミナー)
4 臨床精神薬理教育セミナー受講(受講証写しを提出):	10単位 (各セミナー)
5 臨床試験-倫理教育セミナー(旧・治験教育セミナー、臨床試験教育セミナー)受講(受講証写しを提出):	8単位 (各セミナー)
6 上記3つのセミナーでの講師:	12単位 (各セミナー)
7 臨床精神神経薬理学に関する専門誌への論文掲載 筆頭者(掲載誌写し、または原稿と掲載証明を提出):	10単位 (各論文)
8 Clinical Neuropsychopharmacology and Therapeutics (CNPT)への論文掲載 筆頭者(掲載誌写し、または原稿と掲載証明を提出):	12単位 (各論文)
9 臨床精神神経薬理学に関する専門誌への論文掲載 共著者(掲載誌写し、または原稿と掲載証明を提出):	3単位 (各論文)
10 Clinical Neuropsychopharmacology and Therapeutics (CNPT)への論文掲載 共著者(掲載誌写し、または原稿と掲載証明を提出):	5単位 (各論文)
11 治験の実施(計画書、報告書等写しを提出):	2単位 (各症例)
12 臨床精神神経薬理学に関する※国際学会への参加(学術集会参加証写しを提出):	6単位 (各学術集会)
13 臨床精神神経薬理学に関する※国際学会での演題発表 筆頭者に限る(学術集会プログラム抄録写しを提出):	3単位 (各学術集会)

※国際学会とはAmerican College of Neuropsychopharmacology (ACNP), Asian College of Neuropsychopharmacology (AsCNP), Collegium Internationale Neuro-Psychopharmacologicum (CINP), European College of Neuropsychopharmacology (ECNP), World Congress of Basic & Clinical Pharmacology (WCP)の5学会を指す。

指導医

認定の条件

医籍登録後10年以上(規則第19条(1))

3年以上専門医である(規則第19条(2))

(専門医の条件と合わせると、会員歴が継続して6年以上となる)

臨床精神神経薬理学に関係する学術論文が筆頭者として2編以上(細則第10条)

ただし、このうち1編は本学会発表2回(共同演者を除く)もしくは共著者としての論文2編で代用できる。

本学会主催の臨床試験-倫理教育セミナー(旧・治験教育セミナー、臨床試験教育セミナー)の受講(規則第20条(5))

認定審査料 10,000円(細則第5条)

認定の更新

専門医更新時にあわせて行う(細則第11条)

次の事項を書類で報告する(細則第11条(1)-(3))

研修指導したものの名簿

研修指導内容(研修施設での講義等)

臨床精神神経薬理学に関係した学術活動(論文、著書、編集、学術講演およびその企画等)

更新審査料不要

研修施設

認定の条件

臨床精神神経薬理学指導医が常勤する施設であること(規則第15条(1))

卒後臨床研修指定病院であること(規則第15条(3)、協力型を含む)

臨床精神神経薬理学に関する教育的行事を定期的に行っている(施設内でのレクチャー、セミナーでも可とする)(規則第15条(4))

認定審査料不要

認定の更新

5年毎(細則第9条)

次の事項を書類で報告する

5年間に研修を受けたものの名簿

勤務する指導医および専門医の名簿

実施した研修プログラム

教育的行事の詳細

更新審査料不要
